

別紙様式第1号（第33条第1項関係）

（日本産業規格A4）

年 度 年 月 日 から 年 月 日 まで 業務報告書
年 月 日

殿

住 所

認可特定保険業者名

代表理事 氏名

印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

第1 事業報告書

1 認可特定保険業者の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及び成果等
- (2) 事務所及び保険代理店の数
- (3) 使用人の数
- (4) 子会社等の状況
- (5) その他認可特定保険業者の現況に関する重要な事項

2 理事及び監事に関する事項

3 会計監査人に関する事項

第2 附属明細書

1 損益の状況

2 その他重要事項

第3 貸借対照表

第4 損益計算書

第5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第123条第2項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類（記載上の注意）

1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- ① 子会社 保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第4条第5項に規定する子会社をいう。
- ② 子会社等 改正法附則第4条第1項及び第2項において読み替えて準用する保険業法（平成7年法律第105号。以下「法」という。）第132条第1項に規定する子会社等をいう。
- ③ 子法人等 保険業法施行令（平成7年政令第425号）第13条の5の2

第3項に規定する子法人等をいう。

④ 関連法人等 保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等をいう。

- 2 法人の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 3 この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。
- 4 この様式中「第3 貸借対照表」及び「第4 損益計算書」に注記すべき事項は、「第4 損益計算書」の次に一括して記載することができる。

第1 事業報告書

年度 年 月 日から年 月 日まで 事業報告書

1 認可特定保険業者の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(記載上の注意)

- 1 認可特定保険業者の主要な事業の内容、当該事業年度における事業の経過及び成果を記載すること。
- 2 認可特定保険業者が対処すべき課題を記載すること。

(2) 事務所及び保険代理店の数

(記載上の注意)

当該事業年度末における事務所（特定保険業に係る業務を行うものに限る。）及び保険代理店（改正法附則第4条の2において読み替えて準用する法第275条第1項第2号に規定する保険代理店をいう。）の数を記載すること。

(3) 使用人の数

(記載上の注意)

当該事業年度末における使用人の数を記載すること。

(4) 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	認可特定保険業者が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

- 1 子会社等のうち重要なものについて記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を「その他」欄に付記すること。

(5) その他認可特定保険業者の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

その他認可特定保険業者の現況に関する重要な事項を記載すること。

2 理事及び監事に関する事項

(事業年度末現在)

氏名	地位及び担当	兼職法人等名	その他

(記載上の注意)

- 直前の定時社員総会又は評議員会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること（2を除く。）。
- 辞任した理事若しくは監事又は解任された理事若しくは監事があるときは、「その他」欄に次に掲げる事項を記載すること（当該事業年度より前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）。
 - 辞任した旨又は解任された旨
 - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第1項）の意見があるときは、その意見の内容
 - 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第2項）の理由があるときはその理由
- 兼職をしている理事及び監事については、兼職先の法人等の名称を「兼職法人等名」欄に記載すること。この場合において、当該兼職先の法人等が金融業を行う場合には、その旨を「その他」欄に併せて記載すること。
- 監事については、当該監事が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」欄に記載すること。
- その他理事及び監事に関する重要な事項を欄外に記載すること。

3 会計監査人に関する事項

(単位：千円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

(記載上の注意)

- 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該認可特定保険業者の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第

103号) 第34条の10の4に規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。

2 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の利益として受ける財産上の利益をいう。

3 以下の事項を「その他」欄に記載すること。

① 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務をいう。)の内容

② 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項(認可特定保険業者が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。)

③ 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

4 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(社員総会(一般財団法人にあっては、評議員会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」欄に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」欄に次に掲げる事項(当該事業年度よりも前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。)を記載すること。

① 辞任した旨又は解任された旨

② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第71条第3項(一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第71条第3項)の理由があるときは、その理由

③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において読み替えて準用する同条第1項(一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第4項において読み替えて準用する同条第1項)の意見があるときは、その意見の内容

④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において読み替えて準用する同条第2項(一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第4項において読み替えて準用する同条第2項)の理由又は意見があるときは、その理由又は意見

第2 附属明細書

年度 年 月 日から 年 月 日まで 附属明細書

1 損益の状況

(単位:千円、%)

		長期保険
--	--	------

項目	短期保険	第三分野保険	年金保険等	その他	小計	合計
1 保険料						
2 再保険収入						
3 支払備金戻入額						
4 責任準備金戻入額						
5 資産運用収益						
6 その他経常収益						
7 保険金・年金						
8 解約返戻金						
9 その他返戻金						
10 再保険料						
11 支払備金繰入額						
12 責任準備金繰入額						
13 資産運用費用						
14 事業費						
15 その他経常費用						
16 準用保険業法第 113 条繰延額 (△)						
17 粗経常損益						
18 契約者配当準備金戻入額						
19 契約者配当準備金繰入額						
20 経常損益						
21 契約者配当還元率 (%)						

(記載上の注意)

- 1 短期保険及び長期保険の双方の引受けを行う場合にのみ記載すること。
- 2 「準用保険業法第 113 条繰延額」とは、改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。
- 3 「粗経常損益」とは、上表の 1 から 6 までの合計額から同表の 7 から 16 ま

での合計額を控除して得た金額をいう。

- 4 「経常損益」とは、粗経常損益の額と契約者配当準備金戻入額の合計額から契約者配当準備金繰入額を控除して得た金額をいう。
 - 5 「契約者配当還元率」とは、契約者配当準備金繰入額から契約者配当準備金戻入額を控除して得た額を粗経常損益で除して得た率をいう。
- 2 その他重要事項
(記載上の注意)
その他損益の状況の内容を補足するために必要な事項はその項目を掲げて記載すること。

第3 貸借対照表

年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(認可特定保険業者)

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
現金		支払準備金	
預貯金		責任準備金	
金銭の信託		契約者配当準備金	
有価証券		代理店借	
国債		再保険借	
地方債		その他負債	
社債		借入金	
株式		未払法人税等	
外国証券		未払金	
その他の証券		未払費用	
貸付金		前受収益	
有形固定資産		預り金	
土地		リース債務	
建物		資産除去債務	
リース資産		仮受金	
建設仮勘定		その他の負債	
その他の有形固定資産		退職給付引当金	
無形固定資産		役員退職慰労引当金	
ソフトウェア		価格変動準備金	
リース資産		繰延税金負債	
その他の無形固定資産		負債の部 合計	

代理店貸 再保険貸 その他資産 未収金 未収保険料 前払費用 未収収益 仮払金 準用保険業法第113条繰延資産 その他の資産 繰延税金資産 貸倒引当金	(純資産の部) 基金 代替基金 指定正味財産 剰余金 基金等合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 純資産の部 合計	
資 産 の 部 合 計	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 退職給付引当金の計上方法
- ⑤ 価格変動準備金の計上方法
- ⑥ リース取引の処理方法
- ⑦ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び

当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

- ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
- (5) 貸貸等不動産の状況に関する事項及び貸貸不動産の時価に関する事項
- (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）
- (8) 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は二以上の項目について一括した金額
- (9) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。
- (10) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産（その算定にあたり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (11) リース契約（ファイナンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産
- (12) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したもの）を除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (13) 契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
- (14) 子会社等の株式又は出資金の額
- (15) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (16) 以下に掲げる金額
 - ① 認可特定保険業者等に関する命令第46条第5項において準用する同令第44条に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額
 - ② 認可特定保険業者等に関する命令第44条に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額
- (17) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

- (18) 以上のはか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 「準用保険業法第 113 条繰延資産」とは、改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。
 - 3 法令等に基づき、又は認可特定保険業者の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
 - 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
 - 5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
 - 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
 - 7 「基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 131 条に規定する基金をいう。
 - 8 「代替基金」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 144 条の規定により計上した額をいう。
 - 9 「指定正味財産」とは、寄付によって受け入れた資産であって、寄付者等の意思により当該資産の使途、処分又は保有形態について制約が課せられているものの価額をいう。
 - 10 「その他有価証券評価差額金」とは、売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）、満期保有目的の債券（満期まで保有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券の評価差額（時価と取得原価との差額をいう。）をいう。
 - 11 「繰延ヘッジ損益」とは、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。
 - 12 「評価・換算差額等合計」とは、「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」の合計額をいう。

第 4 損益計算書

年度 年 月 日から 年 月 日まで 損益計算書
(認可特定保険業者)

(単位：千円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
責任準備金等戻入額	
支払備金戻入額	
責任準備金戻入額	
契約者配当準備金戻入額	
資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
有価証券利息・配当金	
貸付金利息	
その他利息配当金	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
有価証券評価益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
その他経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
保険金	
年金	
解約返戻金	
その他返戻金	
再保険料	
責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
資産運用費用	
支払利息	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	

有価証券評価損 有価証券償還損 貸倒引当金繰入額 その他運用費用 特別勘定資産運用損 事業費 営業費及び一般管理費 税金 減価償却費 退職給付引当金繰入額 その他経常費用 準用保険業法第113条繰延資産償却費 その他の経常費用 準用保険業法第113条繰延額（△）	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失 減損損失 価格変動準備金繰入額 その他特別損失	
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失） 法人税及び住民税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純剰余（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - (1) 損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
 - (3) 子会社等との取引高の総額
 - (4) 以下の収益及び費用に関する金額

- ① 支払備金繰入額又は支払備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再支払備金繰入額又は出再支払備金戻入額
 - ② 責任準備金繰入額又は責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた又は足し上げられた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額
 - ③ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳
- (5) 売買目的有価証券に係る利息及び配当金収入、売却損益及び評価損益の金額
- (6) 金銭の信託に係る評価損益の金額
- (7) 以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 「準用保険業法第 113 条繰延資産償却費」とは、改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 113 条後段の規定により資産の部に計上した事業費等を償却した額をいう。
- 3 「準用保険業法第 113 条繰延額」とは、改正法附則第 4 条第 1 項及び第 2 項において読み替えて準用する法第 113 条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。
- 4 法令等に基づき、又は認可特定保険業者の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 123 条第 2 項（同法第 199 条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

一般社団法人又は一般財団法人として作成した直近の事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。